

香港証券取引決済所及び香港証券取引所は、本公表文の内容について一切責任を負わず、本公表文の正確性又は完全性について一切表明を行わず、また、本公表文の内容の全部又は一部から発生し、又は、それを信頼したことによるあらゆる損失に関する責任を明示的に否認します。



株式会社ダイナムジャパンホールディングス
(日本で設立された有限責任会社)
(証券コード: 06889)

- (i) 関連当事者取引:
原競争禁止証書の修正案
- (ii) 重要取引かつ関連当事者取引: 協力枠組契約書

競争禁止証書の修正案

当初誓約者と当社との間で、当社株式の IPO を見据えて 2012 年 7 月 18 日に締結された現行の競争禁止証書（以下「原証書」といいます）についてお知らせします。

原証書によると、各当初誓約者は、原証書の有効期間中、(i) 当社グループが随時遂行し、または、遂行を計画する事業（以下「禁止事業」といいます）と直接または間接に競争関係に立ちまたは競争関係に立つ可能性のある活動や事業の参加、権益保有、従事、取得または保有を行わないこと、(ii) 禁止事業と競争する機会の提供を受けた場合には、実務上可能な限り速やかに、かかる機会について書面で当社に通知してその情報を当社に提供すること等を確約しています。さらに、当初誓約者は、当社がかかる機会を追求する決定をしたかどうかに関わらず、かかる機会に着手することを許されていません。上述の確約を以下「本件確約内容」と総称します。

SAC は当社の取締役兼支配株主である佐藤洋治氏が完全に所有し支配している会社です。SAC の完全子会社である SAIL（SAC と SAIL をあわせてまたは個別に「SAC 航空機リースメンバー」といいます）は、航空機リース事業を行っており、航空機リース事業の相当なノウハウと事業上のコネクションを蓄積しております。当社グループは、航空機リース事業には高い成長の可能性があると考えており、SAC 航空機リースメンバーの支援、紹介と協力を得ながら航空機リース事業に参入しようと考えております。

2018 年 9 月 26 日、当社と誓約者は、原証書を修正するための補足証書を締結しました。その目的は、航空機リース事業に関する SAC 航空機リースメンバーの支援、紹介と協力を促進するために、本件確約内容に対する新たな例外を設けるためです。補足証書は、臨時株主総会で独立株主の承認が得られることを条件として効力を生じます。

協力枠組契約

2018 年 9 月 26 日、当社と SAC 航空機リースメンバーとの間で協力枠組契約が締結され、契約当事者は航空機リース事業について相互に協力することに条件付きで合意しました。

上場規則の適用内容

本発表日において、各誓約者（SAIL を除きます）は当社の主要株主であるため、上場規則下で当社の関連当事者になります。

したがって、上場規則第 14A 章にしたがい、補足証書の締結は当社にとって関連当事者取引となり、上場規則で求められる報告、適時開示および独立株主の承認取得義務を順守しなければなりません。

同様に、SAC は支配株主であるため、当社の関連当事者です。したがって、上場規則第 14A 章にしたがい、協力枠組契約に基づく取引は、当社にとって関連当事者取引となります。

さらに、協力枠組契約下で企図する 3 年間の総投資資本について適用される複数のパーセンテージ比率が 25%を超過しますが、全てのパーセンテージ比率が 100%未満です。よって、協力枠組契約で企図する取引は当社にとって重要取引となり、1) 上場規則下で求められる報告、適時開示および独立株主の承認取得義務、ならびに、2) 上場規則第 14 章の重要取引に適用される義務に服します。

独立株主に補足証書および協力枠組契約について助言をするために、独立取締役委員会が組成されました。補足証書および協力枠組契約について独立取締役委員会および独立株主に助言を行う独立財務アドバイザーの任命も行われました。

臨時株主総会

独立株主が補足証書および協力枠組契約を検討し、承認するかどうかを投票で決めるため、臨時株主総会が開催されます。

(i) 補足証書および協力枠組契約の詳細、(ii) 補足証書および協力枠組契約についての承認を推奨する独立株主に対する独立取締役委員会意見書、(iii) 補足証書および協力枠組契約についての助言を記載した独立取締役委員会および独立株主に対する独立財務アドバイザー意見書、および、(iv) 臨時株主総会のお知らせ等を含む招集通知は、内容の確定にもうしばらく時間を要するため、2018 年 11 月 28 日までに当社株主宛てに発送される予定です。

I. 補足証書

(1) 背景

原証書によると、各当初誓約者、すなわち、リッチオ、佐藤洋治氏および佐藤一族の各氏は、(i) 原証書の有効期間中、禁止事業と直接または間接に競業関係に立ちまたは競業関係に立つ可能性のある活動や事業の遂行、参加、権益保有、従事、取得または保有を行わないこと、(ii) 禁止事業と競業関係に立つ機会の提供を受けた/認識した場合には、実務上可能な限り速やかに、かかる機会について書面で当社に通知すること等を当社（当社および当社の子会社を代理して）に対して確約しています。さらに、当初誓約者は、(i) に記載する確約内容が有効である限り、当社がかかる機会を追求する決定をしたかどうかに関わらず、かかる機会に着手することを許されません。

上場以来、当社グループは日本でパチンコホール事業を主に行っております。SAC は子会社の SAIL を通じて、航空機リース事業を行っております。当社は、航空機リース事業には高い成長の可能性があると考えており、航空機リース事業を行う計画です。SAC 航空機リースメンバーがすでに航空機リース事業の相当なノウハウとビジネス上のコネクションを蓄積していることから、当社は、SAC 航空機リースメンバーの支援、紹介と協力をえながら航空機リース事業に参入しようと考えております。

そこで、当社が SAC 航空機リースメンバーから航空機リース事業立ち上げの支援と協力を受けることができるようにするためには、原証書は修正されなければなりません。

(2) 修正案

補足証書にしたがい、SAC と SAIL は、原証書（修正後）の追加誓約者となり、原証書（修正後）に拘束される義務を負います。

補足証書にしたがい、本件確約内容の例外の範囲が拡大し、以下の 2 点が新たな例外に含まれます。

- (a) SAC 航空機リースメンバーとそれぞれの関連者（当社グループ会社以外）が協力枠組契約にしたがって遂行する活動または事業、または、
- (b) SAC 航空機リースメンバーとそれぞれの関連者（当社グループ会社以外）による、
 - (i) 航空機リース事業を実施またはそれに従事する会社、
 - (ii) 航空機、および、
 - (iii) 航空機リースの取得、保有および処分。

(3) 補足証書の諸条件

補足証書は以下を条件として効力を生じます。

- (a) 当社が補足証書および協力枠組契約につき独立株主の承認を取得すること、
- (b) 協力枠組契約がそれぞれの当事者によって適切に締結されたこと、ならびに
- (c) 補足証書および協力枠組契約に関して、当社定款と上場規則に基づく義務がすべて完全に順守されたこと。

II. 協力枠組契約

(1) 範囲

協力枠組契約に基づき、SAC 航空機リースメンバーが当社グループに私的取引機会を紹介すること、SAC 航空機リースメンバーと当社（および/または子会社を通じて）が航空機リース事業の共同入札機会で協力することが想定されています。ただし、以下の仕組みが厳格に順守されることが条件となります。

(A) 私的取引機会

- I. SAC 航空機リースメンバーが、航空会社、航空機リース会社、航空機メーカーまたはその他の者（以下「私的取引の相手」といいます）から本資産を取得またはリースする私的取引機会の提供を受けまたはかかる機会を認識し、それに取り組んでいきたい場合には、必要に応じて、私的取引の相手と秘密保持契約を締結する努力義務を有するものとし、また、私的取引の相手に、(i) 当社（および/また

は当社の子会社)が代わりにまたは追加的に購入者、レッサーまたは売主になる可能性があること、(ii)航空機の仕様、航空機の整備状況、リース契約の概要（もしあれば）および交渉中のあらゆる商取引条件等の本資産に関する情報（以下あわせて「**私的取引情報**」といいます）を当社（および/または当社の子会社）に開示することを通知しなければなりません。

- II. 私的取引の相手が上述の第 I 項の(i)および(ii)に定める事項のいずれかに同意しない場合、かかる SAC 航空機リースメンバーはただちに当社に通知しなければなりません。当社は、SAC 航空機リースメンバーからかかる通知を受領後 5 営業日以内に私的取引の相手の拒絶理由について当該 SAC 航空機リースメンバーと相談して、かかる理由やその時の状況を考慮して、(a) 当該 SAC 航空機リースメンバーがもはやその私的取引機会を追求することができない旨、または、(b) 当該 SAC 航空機リースメンバーが、第 I 項の(i)および(ii)を充足しなくとも、当該私的取引機会を追求することができる旨を、当該 SAC 航空機リースメンバーに対して通知しなければなりません。
- III. 上述の第 II 項の順守を前提として、当該 SAC 航空機リースメンバーは、当該私的取引機会に関して私的取引の相手との交渉を進めるものとし、また、第 II 項 (b)の場合をのぞき、私的取引情報を当社（および/または当社の子会社）にリリースしなければなりません。私的取引機会に関する主な条件（関係当事者が締結するレターオブインテント（以下「**私的取引 LOI**」といいます）に組み込まれます）が確定したら、第 II 項 (b)の場合をのぞき、当該 SAC 航空機リースメンバーは当社に対して確定した私的取引 LOI の写しと一緒に通知書を提供して、当社が私的取引 LOI 記載の諸条件に基づいて本資産の購入またはリースをするかどうかの確認を求めなければなりません（以下「**私的取引通知書**」といいます）。
- IV. 当社は、実務上可能な限り速やかに、かつ、遅くとも私的取引通知書を受領後 3 営業日以内に、当該私的取引メンバーに対して、当社の決定を確認する通知書を提供しなければなりません。本資産を購入またはリースすることを当社が確認した場合、私的取引 LOI を締結するのは当社になり、本資産が複数の品目からなる場合には、取得またはリースを望む品目の選択について当社は優先権を持つものとし、私的取引 LOI は当社と SAC 航空機リースメンバー（該当する場合）が私的取引の相手と締結しなければなりません。当社が本資産の購入またはリースをしない旨を確認した場合、当該 SAC 航空機リースメンバーは私的取引 LOI を締結して私的取引 LOI に定める条件と実質的に同条件（本資産の価格を含む）で取引を進める権利を有するものとします。
- V. 第 II 項および第 IV 項に定める私的取引機会に関する当社の決定は、独立取締役が行わなければならない、私的取引機会のクロージングは、上場規則その他の適用法（必要に応じ）下の適用規制、開示および/または承認手続を順守することが条件になるものとします。

B. 共同入札機会

- I. SAC 航空機リースメンバーまたは当社（および/または当社子会社を通じて）が共同入札の機会を特定した場合、実務上可能な限り速やかに、当該入札に関して入札の要請者（以下「**共同入札の相手方**」といいます）が提供した関連情報を記

述した通知書（以下「**入札通知書**」といいます）を他方当事者に提供しなければなりません。

- II. 当社は、第一にかかる入札の機会に参加するかどうか、第二にかかる入札に SAC と共同して入札するかどうかの決定権を有します。当社は、かかる決定について、入札通知書の日から 3 営業日以内に、SAC 航空機リースメンバーに迅速に伝えなければなりません。
- III. 当社が SAC 航空機リースメンバーと共同して入札に参加することを確認した場合、当事者は、当社の確認後 3 営業日以内に、相互の協力の内容を誠実に協議してから共同入札を行います。当事者は、共同入札についてチームをつくらなければなりません（以下「**共同入札チーム**」といいます）。
- IV. 当事者が別途合意しない限り、相互協力の主な内容は以下のとおりになります。
 - (a) 共同入札チームが共同で入札する航空機の総数と種類
 - (b) 共同入札が成功したら共同入札チームのそれぞれが入札を約束する航空機の数と種類
 - (c) 当社（および/または当社子会社を通じて）は、入札できる航空機の総数と種類の中から取得またはリースを希望する航空機の数と種類について最初に選択をすることができます
 - (d) 共同入札には、航空機の共有も、当該入札にかかる合弁事業体の設立も、当該共同入札下の航空機の取得、リースまたは処分に関する債務の負担（双方のそれぞれが取得またはリースを約束する航空機を除く）も伴いません
- V. 当社（および/または当社子会社を通じて）および SAC 航空機リースメンバーは、共同して共同入札機会に関する以下の活動（場合による）に参加しなければなりません。
 - (a) 入札に関する案内を取得する
 - (b) 秘密保持契約の締結（必要な場合）
 - (c) 本資産の情報を入手する
 - (d) 本資産ならびにかかる投資のリスクとリターンの分析および評価の実施
- VI. 理由を問わず、共同入札チームが落札した航空機の数に共同入札チームが当初入札取得を意図した航空機の数に不足する場合、共同入札チームが落札した航空機の数、当社（または当社子会社）が当初取得またはリースを約束した航空機の数と種類をできるだけ取得またはリースすることができるように、共同入札チームのそれぞれに割当てられるものとします。
- VII. 共同入札チームの各メンバーは、落札に至った共同入札において取得を約束した航空機の取得に関して必要になる資金手当てを別々に行わなければなりません。かかる資金手当ては、共同入札チームの他のメンバーまたはその関連者からの財務上の支援をいかなる意味でも求めるものであってはならないものとします。
- VIII. 共同入札チームの各メンバーは、他の共同入札チームメンバーに対して、落札に至った共同入札に基づき取得またはリースを約束した航空機の数・種類の取得、リースまたは処分を完了させるために最善を尽くす約束をするとともに、かかる

航空機の取得、リースまたは処分の完了遅延から生ずるあらゆる損失、請求および損害賠償から他の共同入札チームメンバーを完全に補償しなければなりません。

- IX. 共同入札機会に関するすべての主要な条件（関係当事者が締結するレターオブインテント（以下「**共同入札 LOI**」といいます）に組み込まれます）が確定したら、共同入札チームは、確定した共同入札 LOI の写しと一緒に、当社に対して書面で通知をしなければなりません（以下「**共同入札 LOI 通知書**」といいます）。当社は、実務上可能な限り速やかに、かつ、遅くとも共同入札通知書を受領後 3 営業日以内に、当社が共同入札 LOI を締結するかどうかの当社の決定を書面で共同入札チームに通知しなければなりません。
- X. 上記第 IX 項に定める共同入札 LOI の締結に関する当社の決定は、当社の独立取締役が行わなければなりません。共同入札による本資産の取得、リースまたは処分のクロージングは、上場規則その他の適用法（必要に応じ）下の適用規制、開示および/または承認手続を順守することが条件にならなければなりません。
- XI. 当社（および/または当社子会社を通じて）が SAC 航空機リースメンバーとの間で共同入札に関する相互の協力内容について合意できない場合、または、何らかの理由で、当社（および/または当社子会社を通じて）が共同入札の不参加または共同入札を進めない決定をした場合、または、当社が共同入札 LOI を締結しない決定をした場合、当社および SAC 航空機リースメンバーのそれぞれは、単独または他の第三者と一緒にかかる入札に取り組む権利を有するものとします。各当事者は、かかる入札結果とそれに基づく航空機の取得またはリースについて他方当事者に伝えなければならないものとします。

(C) 先買権

- I. SAC 航空機リースメンバー（以下「**処分メンバー**」といいます）が本資産（以下「**売却用資産**」といいます）の処分を計画し、第三者買主（以下「**第三者買主**」といいます）からオファーを受領した場合、実務上可能な限り速やかに、かつ、第三者買主とかかる処分についてのレターオブインテントを締結するより前に、(a)売却用資産の詳細、(b)売却用資産の第三者買主提案価格、(c)その他の重要な契約条件を記載した通知書を当社に対して提供しなければなりません（以下「**先買権通知書**」といいます）。
- II. 当社は、先買権通知書を受領後 5 営業日以内に、先買権通知書に定める価格その他の諸条件にしたがった売却用資産の取得に同意するか辞退するかを確認する通知書を処分メンバーに提供しなければなりません（以下「**先買権回答通知書**」といいます）。当社による先買権の決定は、独立取締役がおこなわなければならない、かつ、売却用資産の取得のクロージングは、上場規則下の適用規制、開示および/または承認手続ならびにその他の適用法（必要に応じ）を順守することが条件にならなければなりません。
- III. 当社が、前述の 5 営業日の期間内に、先買権通知書に定める価格その他の諸条件にしたがった売却用資産の取得に同意することを確認する先買権回答通知書を処分メンバーに提供した場合、その売却用資産の取得のクロージングは先買権回答通知書を送付した日より実務上可能な限り速やかに行われなければなりません。ただし、処分メンバーと当社との間で別異の定めをした場合は例外になります。

当社による先買権の行使は、上場規則その他の適用規制、開示および/または承認手続（必要に応じ）を順守することが前提になります。

- IV. 当社が、前述の 5 営業日の期間内に、先買権通知書に定める価格その他の諸条件にしたがった売却用資産の取得を辞退することを確認する先買権回答通知書を処分メンバーに提供した場合、または、当社が前述の 5 営業日の期間内に、処分メンバーに先買権回答通知書を提供しなかった場合（それにより当社は辞退したとみなされるものとします）、処分メンバーは、先買権通知書に記載する条件と実質的に同じ条件（売却可能資産の価格を含む）で第三者買主に売却可能資産を処分する権利を有するものとします。

(D) 確約

SAC 航空機リースメンバーは、協力枠組契約にしたがわない本資産の取得やリース機会の追求も、本資産の取得やリースも行わないことを、当社および当社の子会社に対して連帯して確約します。

(2) その他の主な契約内容

- (a) 条件: 協力枠組契約は、以下を条件として効力を生ずるものとします。
- (a) 当社が補足証書および協力枠組契約につき独立株主の承認を得たこと。
 - (b) 補足証書および協力枠組契約に関して、当社定款と上場規則に基づく義務がすべて完全に順守されたこと。
- (b) 契約期間: 上述の条件が全て充足された日から 3 年間
- (c) 総投資資本: 90,000,000,000 円 (6,210,000,000 香港ドル相当) 以下

(3) 総投資資本の算出根拠

総投資資本の金額を決めるにあたり当社が考慮したのは、航空機の購入にあたっての当社の投資基準です。すなわち、(i)航空機リース事業のマーケットで人気の高いモデルである A320、A321、B737-800、A320 NEO、A321 NEO、B737 MAX8 等の狭胴型機を主とし、場合により B787-9、A350-900 等の広胴型機の購入を予定する、(ii)製造後約 5 年以内の航空機で残存リース期間が約 5 年ある場合に購入を検討する、(iii)信用力の高い Tier1 および/または Tier2 の航空会社との取引を予定する、です。

以上の基準に基づき、当社は、当初の 3 年間に最大で 20 機、毎年 5 機から 7 機の主に狭胴型機の購入を計画しております。狭胴型航空機 1 機の購入金額は、機齢、航空会社の信用性、リース契約の条件等に応じて、40 億円 (276,000,000 香港ドル相当) から 50 億円 (345,000,000 香港ドル相当) の範囲で購入する予定です。

III. 補足証書を締結する理由とメリット

2018年3月期の当社のアニュアルレポートで明らかにされておりますように、パチンコホール業界は高貸玉店舗での客数減による引き続き厳しい経営環境に直面しております。他方、高貸玉店舗の営業収入が2018年3月期の営業収入総額の大半を占めております。そこで、当社グループの長期にわたる成長を支援していくためには、パチンコ事業を継続していく一方で、新規事業に乗り出す必要があると考えております。当社グループの投資目的、財源およびリスク許容度ならびにSAC航空機リースメンバーの持つ航空機リース事業のノウハウ、事業上のコネクションおよび営業実績を勘案し、貴社はSAC航空機リースメンバーの支援を受けながら航空機リース事業に乗り出していかうと考えております。

取締役（独立取締役を除きます。独立取締役の見解は、独立財務アドバイザーの助言を踏まえて提供されます）の見解では、原証書下の本件確約内容は、当初誓約者が禁止事業（当社グループが遂行を予定している事業を含みます）を追求することを無条件に制限している点で、不当な制限となっており、当初誓約者による紹介や当初誓約者と当社グループ間の協力が当社グループにとって利益となるような新たな領域に当社グループが事業を拡大する妨げとなっています。

SAC航空機リースメンバーは航空機リース事業を行っており航空機リース事業の相当なノウハウと事業上のコネクションを蓄積しており、SAC航空機リースメンバーは、私的取引機会での紹介や共同入札機会における協力の形で当社グループに航空機リース事業に関わる事業機会をもたらすことができ、それは当社グループにとって有益です。

補足証書の目的は、SAC航空機リースメンバーによる支援と紹介ならびに協力枠組契約で計画されている航空機リース事業に関するSAC航空機リースメンバーと当社グループ間の協力が促進されるように、原証書を修正することです。上述のとおり、共同入札機会および私的取引機会について、協力枠組契約に基づき、当社グループは十分に保護されています。

上述のとおり、取締役（独立取締役を除きます。独立取締役の見解は、独立財務アドバイザーの助言を踏まえて提供されます）は、補足証書および補足証書で計画する修正案の内容は通常の商取引の範囲内のもので、公正かつ合理的であり、当社および当社株主全体の利益に適うと考えております。

IV. 協力枠組契約を締結する理由とメリット

「補足証書を締結する理由とメリット」の箇所で述べたのと同じ理由で、協力枠組契約は、SAC航空機リースメンバーが航空機リース事業の事業機会を当社に提供し、かつ当社と協力することができるとともに、当社グループにとって十分なプロテクションともなる枠組みを提供してくれます。

とりわけ、私的取引機会の取決めでは、当社はSAC航空機リースメンバーが複数年にわたって開拓した事業上のコネクションを活用することができます。売主の許可があれば、当社は計画する取引においてターゲットとした航空機の情報を共有し、SAC航空機リースメンバーに代わってかかる航空機の買主になるかどうかを決定することができます。

共同入札機会の取決めでは、SAC 航空機リースメンバーと共同入札チームを作りそれぞれの事業上の強みおよびリソースを活用することで、SAC 航空機リースメンバーと共同して一定のプロジェクトへの入札・取り組みを行うことができます。これは、SAC 航空機リースメンバーとの適切な協力を通じ、希望する航空機へ入札する際の当社の立場を向上させてくれます。また、ターゲットとする航空機の入札の際の競争力と落札の可能性を向上させてくれます。これにより、当社の利益にマイナスの影響を及ぼさずに共同入札機会に参加できる機会を増やすことができます。

さらに、SAC 航空機リースメンバーと当社（および/または当社の子会社を通じて）が行う航空機リース事業に関する活動における潜在的な競業があることを認識しておりますので、上述したとおり、当社グループの利益を保護するために、協力枠組契約下で十分なコンプライアンス措置が定められております。

私的取引機会においては、私的取引通知書を受領次第、独立取締役は当社（および/または当社の子会社）が私的取引機会における購入者やレッサーになり、SAC 航空機リースメンバーの代わりにまたは追加的当事者として私的取引 LOI を締結するかどうかを決定することができます。さらに、当社の独立取締役は、私的取引の相手が私的取引情報を当社（および/または当社の子会社）に開示することまたは当社（および/または当社の子会社）が購入者になることを拒絶した場合に SAC 航空機リースメンバーがその私的取引機会を追求することができるかどうかを決定することができます。

共同入札機会において、当社（および/または当社の子会社）は、入札機会に参加するかどうか、SAC 航空機リースメンバーと共同入札チームを組成するかどうかの決定権を有します。さらに、当社（および/または当社の子会社）は、入札することができるすべての航空機の中から取得またはリースを希望する航空機の数と種類について優先的に選択することができます。また、共同入札で落札することができた航空機の数共同入札チームが入札を意図した航空機の数に満たない場合には、当社（および/または当社の子会社）が当初取得およびリースを約束した数と種類の航空機を取得またはリースする優先権を有します。共同入札 LOI 通知書を受領後、独立取締役は、共同入札 LOI を締結するかどうかの決定を共同入札チームに知らせなければなりません。

私的取引機会および共同入札機会を追求するかどうかの評価にあたり、独立取締役は、当社および当社株主全体の最大の利益に適う決定にたどりつくために、実現可能性の検討、収益性予測、マーケット、商業上および相手方リスク、当社グループの事業戦略との適合性、当社グループの事業とのシナジーの可能性、当社グループが利用できる財源、当社グループの能力および/または適格性ならびに関係する法律、規制および契約上の義務等のあらゆる関連要素を考慮すべきです。

上記に基づき、取締役（独立取締役を除きます。独立取締役の見解は、独立財務アドバイザーの助言を踏まえて提供されます）は、協力枠組契約および協力枠組契約で計画する取引は通常の商取引条件に基づくもので、公正かつ合理的であり、当社および当社株主全体の最大の利益に適うと考えます。

V. 上場規則の適用内容

補足証書

本発表日において、補足証書の誓約者（SAIL を除きます）は主要株主であり、上場規則に定義する当社の関連当事者にあたります。補足証書の締結は上場規則第 14A 章の関連当事者取引となり、上場規則の報告、適時開示および独立株主の承認取得義務が発生します。

佐藤洋治氏（当社の取締役）は SAC の取締役です。佐藤公平氏（当社の取締役兼取締役会議長）は、佐藤一族の一員です。佐藤洋治氏および佐藤公平氏は二人とも補足証書の誓約者であり、二人とも補足証書に重大な利害を有するとみなされます。よって、補足証書と補足証書で企図されている修正案について承認するために招集された取締役会における関係議案について議決権行使を棄権しました。上記を除き、いかなる取締役も、補足証書と補足証書で企図されている修正案について重大な利害を有しておりません。

補足証書と補足証書で企図されている修正案について独立株主に助言をするため、5 名の全独立取締役から成る独立取締役委員会が組成されました。補足証書と補足証書で企図されている修正案について独立取締役委員会および独立株主に助言をするため、独立財務アドバイザーも選任されました。

協力枠組契約

本発表日において、SAC は、当社の発行済株式の 30%超を保有しており、上場規則に定義する当社の関連当事者にあたります。協力枠組契約の締結は上場規則第 14A 章の関連当事者取引となります。

協力枠組契約に基づく取引に対する 3 年間の総投資資本について適用される複数のパーセンテージ比率が 25%を超過しますが、全てのパーセンテージ比率が 100%未満です。よって、協力枠組契約下の取引は当社にとって重要取引となり、1) 上場規則下で求められる報告、適時開示、招集通知および独立株主の承認取得義務、ならびに、2) 上場規則第 14 章の重要取引に適用される義務に服します。

佐藤洋治氏（当社の取締役）は SAC の取締役であるとともに、SAC の過半数保有の株主です。佐藤公平氏（当社の取締役兼取締役会議長）は佐藤一族の一員です。両者はともに補足証書に重大な利害を有するとみなされますから、両者とも協力枠組契約の承認のために招集された取締役会における関係議案について議決権行使を棄権しました。上記したものを除き、いかなる取締役も、協力枠組契約について重大な利害を有しておりません。

協力枠組契約について独立株主に助言をするため、5 名の全独立取締役から成る独立取締役委員会が組成されました。協力枠組契約について独立取締役委員会および独立株主に助言をするため、独立財務アドバイザーも選任されました。

VI. 当事者の情報

当社に関する情報

当社は、子会社を通じて、日本でパチンコホールの運営事業を行っております。

SAC 航空機リースメンバーに関する情報

SACは2015年に佐藤洋治氏が香港で設立しました。佐藤洋治氏は当社の取締役で、当社の支配株主でもあります。現在、SACには航空機リース事業を行う子会社SAILがあります。SAILはアイルランド共和国法に基づき2016年に設立されました。

VII. 一般

当社は、1)補足証書と補足証書で企図されている修正案、および、2)協力枠組契約の締結等について、投票による独立株主の承認を求めるため、臨時株主総会を招集します。

佐藤恵子氏（佐藤洋治氏の妻）、西脇八重子氏（佐藤洋治氏の姉）とその関連者、佐藤政洋氏（佐藤洋治氏の弟）、佐藤茂洋氏（佐藤洋治氏の弟）、佐藤公平氏（佐藤洋治氏の弟）および佐藤清隆氏（佐藤洋治氏の叔父）の各々は、当社株式の30%以上を取得又は統合するために佐藤洋治氏、SAC およびリッチオと協同して行為する者であり、したがって、佐藤洋治氏および他の佐藤一族が保有する当社株式について保有するとみなされ、他方佐藤洋治氏は佐藤一族が保有する当社株式を保有するとみなされます。

したがって、SAC とリッチオならびに佐藤洋治氏および各佐藤一族は補足証書に重大な利害を有するとみなされるため、全員補足証書の承認議案について臨時株主総会での議決権の行使を棄権しなければなりません。

SAC とリッチオ、佐藤洋治氏および佐藤一族のそれぞれが協力枠組契約に重大な利害を有するとみなされるため、全員が協力枠組契約の承認議案について臨時株主総会での議決権の行使を棄権しなければなりません。当社取締役の知りうる限り、補足証書と補足証書で企図されている修正案および協力枠組契約の承認を求める議案について臨時株主総会で議決権行使を棄権することを求められる当社株主は他にはおりません。

(i) 補足証書と補足証書で企図されている修正案および協力枠組契約の詳細、(ii)補足証書および協力枠組契約についての承認を推奨する独立株主宛ての独立取締役委員会意見書、(iii) 補足証書と協力枠組契約についての助言を記載した独立取締役委員会および独立株主宛ての独立財務アドバイザー意見書、および、(iv)臨時株主総会のお知らせ等を含む招集通知は、内容の確定にもうしばらく時間を要するため、2018年11月28日までに当社株主宛てに発送される予定です。

定義

本適時開示中、文脈上別異に解すべき場合を除き、以下の用語は下記に定める意味を有するものとします。

| | |
|------------|--|
| 「関連者」 | 上場規則で定義する意味を有します |
| 「追加誓約者」 | SAC および SAIL を意味します |
| 「航空機リース事業」 | (a) 航空機の取得、(b) 航空機のリース（オペレーティングリースおよびファイナンスリース（セール&リースバック取引における資金手当上の取決めを含む）を含む）、ならびに、(c) 航空機の処分事業を意味します |
| 「原証書（修正後）」 | 本補足証書によって修正された原証書を意味します |

| | |
|--------------|--|
| 「当社定款」 | 随時改正される、当社の定款を意味します |
| 「本資産」 | 航空機リース事業に係る(a)航空機、(b)航空機を保有する事業体の株式/持分、および、(c)航空機リース事業を行う事業体の持分を意味し、文脈次第では、本資産の一部も意味します |
| 「取締役会」 | 当社の取締役会を意味します |
| 「営業日」 | 香港および日本の銀行が通常の銀行業のために通例営業をしている日（土曜日、日曜日及び祝日を除きます）を意味します |
| 「当社」 | 日本法に基づき設立され、有限責任の株式会社ダイナムジャパンホールディングスを意味します。その株式は香港証券取引所メインボードの上場しています |
| 「関連当事者」 | 上場規則に定義する意味を有します |
| 「支配株主」 | 上場規則に基づき定義されている意味を有します |
| 「協力枠組契約」 | 航空機リース事業に関する SAC 航空機リースメンバーと当社グループ間での将来の協力について SAC 航空機リースメンバーおよび当社間で 2018 年 9 月 26 日に締結された契約を意味します |
| 「誓約者」 | 原証書（修正後）による拘束を受けるすべての誓約者を意味し、当初誓約者と追加誓約者を含みます |
| 「取締役」 | その時々の子会社の取締役を意味します |
| 「臨時株主総会」 | 当社の臨時株主総会を意味します |
| 「香港証券取引所」 | 香港証券取引所を意味します |
| 「当社グループ」 | 当社およびその時々の子会社を意味します。「当社グループ会社」はそれを前提に解釈されるものとします |
| 「香港」 | 中国の香港特別行政区を意味します |
| 「香港ドル」 | 香港の法定通貨である香港ドルを意味します |
| 「独立取締役委員会」 | 上場規則で定める意味を有します |
| 「独立財務アドバイザー」 | オクタル・キャピタル・リミテッドを意味します。香港証券先物条例に基づく第 6 種（コーポレートファイナンス助言）規制業務を行う認可を受けた法人で、補足証書お |

よび協力枠組契約の内容について独立取締役委員会および独立株主に助言をする独立財務アドバイザーです

| | |
|------------------|---|
| 「独立取締役」 | 当社の独立非業務執行取締役を意味します |
| 「独立株主」 | 上場規則で定める意味を有します |
| 「共同入札機会」 | 共同入札のため複数当事者の入札が認められている本資産取得またはリースの入札を意味します |
| 「円」 | 日本の法定通貨の日本円を意味します |
| 「上場」 | 香港証券取引所への当社株式の上場を意味します |
| 「上場規則」 | 香港証券取引所の証券上場適用規則を意味します（その後の変更を含む） |
| 「佐藤洋治氏」 | 当社の取締役の一人、SAC の取締役かつ過半数株主でもあり、さらに、誓約者の一人でもある佐藤洋治氏を意味します |
| 「当初誓約者」 | 佐藤洋治氏、リッチオおよび佐藤一族を意味します |
| 「原証書」 | 当初誓約者と当社との間で、当社株式の IPO を見すえて 2012 年 7 月 18 日に締結された競業禁止証書を意味します |
| 「私的取引機会」 | 本資産の取得またはリースについて一の当事者が参加可能、または、一の当事者になされたオファーを意味します |
| 「修正案」 | 2018 年 9 月 26 日付けの補足証書で規定した原証書の修正案を意味します |
| 「中国」 | 中華人民共和国を意味します |
| 「リッチオ」 | 日本に有限責任で設立された株式会社リッチオを意味します。SAC の子会社です |
| 「SAC」 | 香港法に基づき 2015 年に設立され、佐藤洋治氏が完全所有する会社である Sato Aviation Capital Limited を意味します。SAC は当社の支配株主です |
| 「SAC 航空機リースメンバー」 | 文脈に応じて、SAC および/または SAIL を意味します |
| 「SAIL」 | アイルランド共和国法に基づき有限責任で設立された会社である Sato Aviation Ireland Limited を意味しま |

す。SACの子会社です

| | |
|------------|--|
| 「佐藤一族」 | 佐藤恵子氏（佐藤洋治氏の妻）、西脇八重子氏（佐藤洋治氏の姉）と関連者、佐藤政洋氏（佐藤洋治氏の弟）、佐藤茂洋氏（佐藤洋治氏の弟）、佐藤公平氏（佐藤洋治氏の弟）および佐藤清隆氏（佐藤洋治氏の叔父）の各々。佐藤一族は、当社株式の30%以上を取得又は統合するために佐藤洋治氏、SAC およびリッチオと協同して行為する者です |
| 「香港証券先物条例」 | 香港証券先物条例（香港法第 571 章）（その後の改正を含みます）を意味します |
| 「当社株式」 | 当社の株式を意味します |
| 「当社株主」 | 当社株式の保有者を意味します |
| 「子会社」 | 上場規則で定義されている意味を有するものとします |
| 「主要株主」 | 上場規則で定義する意味を有します |
| 「補足証書」 | 当初誓約者、追加誓約者および当社間で 2018 年 9 月 26 日付けで締結された原証書の補足証書を意味します |
| 「総投資資本」 | 協力枠組契約に基づき当社グループが行う航空機リース事業に関して、ある時点で、当社グループが本資産の取得のために使用した総資本（資金調達先にかかわらず）から当社グループが本資産の処分につき実現した総収入を控除したものを意味します |

取締役会の命を受けて
株式会社ダイナムジャパンホールディングス
取締役会議長 佐藤公平

2018年9月26日、日本国、東京

本公表文の作成日において、当社の取締役兼執行役は佐藤公平氏、当社の非業務執行取締役は佐藤洋治氏、藤本達司氏及び牛島憲明氏、当社の独立非業務執行取締役は、高野一郎氏、加藤光利氏、トーマス・チュン・キー・イップ(Thomas Chun Kee YIP)氏、村山啓氏及び神田聖人氏です。

実例を示すために付言しますが、異なる趣旨の記述がない限り、本公表文中の日本円から香港ドルへの換算は、1 円 0.069 香港ドルの換算レートに基づいています。ただし、これは、かかる換算レートその他のレートで換算できたこと、できたかもしれないこと、または、換算できることの表明と受け取ってははいけません。

* 本公表文は、英語の原文を参考のために日本語訳したものです。日本語版と英語版に相違がある場合は英語版が正しいとみなされます。翻訳による誤解はいかなる場合においても株式会社ダイナムジャパンホールディングスの責任とはされませんのでご了承下さい。

